

**「中小企業製品の国際競争力強化と輸出支援策の拡充に関する要望」
実現状況**

中堅・中小企業委員会

1. 輸出振興策の強力な推進

(1) 輸出促進に向けた環境整備

○輸出振興予算の拡充

<要望内容>

- ・ 輸出振興を重要な国家戦略と位置づけるべき。
- ・ 中小企業の輸出振興関連予算を大幅に拡充すべき。

<実現状況>

- ・ 経済産業省の平成 16 年度重点施策に輸出支援事業の強化が盛り込まれるとともに、平成 15 年 10 月から輸出促進ホームページが開設された。
- ・ 中小企業の輸出支援事業として、平成 16 年度予算で 9.1 億円（15 年度予算額 3.4 億円）が計上された。

○政府首脳・在外公館等によるプロモーション活動

<要望内容>

- ・ 海外市場の開拓や模倣品被害の解決に向けた活動を積極的に推進すべき。

<実現状況>

- ・ 個別企業が輸出を行う際、外国政府から不当な取り扱いを受けた場合には、経済産業省や外務省等が協力して、政府ベースで解決に向けた申し入れを行う「輸出駆け込み寺」制度が創設されることとなった。

○海外における模倣品対策の強化促進

<要望内容>

- ・ アジアにおける模倣品対策を強化すべき。

<実現状況>

- ・ 経済産業省の平成 16 年度重点施策に模倣品・海賊版対策の強化が盛り込まれ、海外知的財産権侵害対策強化事業として予算 2.1 億円（15 年度予算額 1.5 億円）アジア地域における海賊版対策支援として予算 3.0 億円（15 年度予算額 0.3 億円）が計上された。

(2) 日本貿易振興会 (JETRO)・在外公館等による輸出支援事業の大幅拡充

○事業運営方法の見直し

<要望内容>

- ・ 一般的なマーケット情報の提供に止まらず、個別企業の具体的なビジネス案件のサポートを強化すべき。

<実現状況>

- ・ JETRO貿易相談業務の体制強化策として、平成 16 年度予算でJETRO事業費 0.4 億円 (新規) が計上され、個別企業の輸出に関する相談に応じる体制が整備・強化された。
- ・ 海外見本市事業の強化策として、平成 16 年度予算でJETRO事業費 6.9 億円 (15 年度予算額 1.6 億円) が計上され、個別企業の海外見本市参加も支援対象となった。

○海外における商談支援の拡充 (「日本版 Gold Key Service」の展開)

<要望内容>

- ・ JETROの中小企業海外展開コーディネーター・リテイン事業を拡充し、米
国商務省が実施している Gold Key Service と同様、各企業の実体案件をきめ
細かく支援すべき。

<実現状況>

- ・ 海外におけるコーディネーター配置費用として、平成 16 年度予算でJETRO事業費 1 億円 (15 年度予算額 0.8 億円) が計上され、中小企業と外国企業との個別商談のマッチング支援が拡充された。

2. 中小企業製品の国際競争力の強化

○科学技術予算の大幅拡充

<要望内容>

- ・ バイオなど新産業の振興に関する科学技術予算を大幅に拡充すべき。

<実現状況>

- ・ 平成 16 年度予算で科学技術予算の重点化が盛り込まれ、12,841.2 億円 (15 年度予算額 12,297.8 億円) が計上された。

○提案公募型産学連携事業の拡充

<要望内容>

- ・ 中小企業地域新生コンソーシアム研究開発事業、地域新規産業創造技術開発費補助事業、大学発事業創出実用化研究開発事業の予算を拡充すべき。

<実現状況>

- ・ 中小企業地域新生コンソーシアム研究開発事業として、平成 16 年度予算で 103.7 億円 (15 年度予算額 101.1 億円) が計上された。
- ・ 地域新規産業創造技術開発費補助事業として、平成 16 年度予算で 56.7 億円 (15 年度予算額 55.7 億円) が計上された。

- ・ 大学発事業創出実用化研究開発事業として、平成 16 年度予算で 26.0 億円(15 年度予算額 24.1 億円) が計上された。

○ **中小企業の特許取得に係る負担軽減措置の創設・拡充**

< 要望内容 >

- ・ 外国への特許出願費用の補助制度を創設すべき。
- ・ 中小企業を対象とした国内特許取得に係る負担軽減措置を拡充すべき。

< 実現状況 >

- ・ 大阪府が、外国特許を出願する府内の中小企業を対象に、出願経費の 1 / 2 以内、かつ 150 万円までを補助する制度を創設することとなった。
- ・ 中小企業を対象とした国内特許取得に係る負担軽減措置(審査請求料と特許料の減免) の対象者が、平成 16 年度より下記の通り拡大され、中小企業出願人の約 5 割が対象となることとなった。
 - 「資力に乏しい法人」の要件緩和：現行 設立 5 年以内→改正 10 年以内
 - 「研究開発型中小企業」の対象拡大：
 - 現行 試験研究費等比率が収入金額の 3%超
 - 改正 下記の 3 事業の出願中小企業も対象に追加
 - 「中小企業創造活動促進法の認定事業」
 - 「新事業創出促進法に基づく中小企業技術革新制度 (SBIR) の補助金等交付事業」
 - 「中小企業経営革新支援法の承認計画に係る研究開発事業」

以 上